

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法(昭和二十五法律第百号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(通常選挙) 第三十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 通常選挙の期日は、少なくとも十四日前に公示しなければならない。 い。</p> <p>(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙) 第三十三条の二 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 参議院議員の選挙にあつては、少なくとも十四日前に</p>	<p>(通常選挙) 第三十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 通常選挙の期日は、少なくとも十七日前に公示しなければならない。 い。</p> <p>(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙) 第三十三条の二 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、次の各号の区分により、告示しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 参議院議員の選挙にあつては、少なくとも十七日前に</p>